

令和6年度 第2回砺波市特別職報酬等審議会会議録（要旨）

- 1 開催日 令和7年1月28日（金） 午後4時15分～午後5時28分
- 2 場 所 砺波市役所 本館3階 特別会議室
- 3 出席者 <審議会委員>
井上会長、堀田委員（会長職務代理者）、川瀬委員、齋藤委員、武田委員、土田委員、米原委員

<砺波市議会>
砺波市議会議会改革特別委員会 島崎委員長、川辺副委員長

<市事務局>
島田企画総務部長、二俣総務課長、飯田人事係長、三部行政係長

4 次第及び協議内容

- （1） 諮問事項の意見交換
・ 前回欠席委員からのご意見
- （2） 砺波市議会からの申入れ内容の説明
①議員報酬の見直しについて
②政務活動費を廃止する理由について
③施行日を令和7年5月1日とすることについて
- （3） 意見集約
①議員報酬の見直しについて
②政務活動費の廃止について
③施行日について

5 意見交換等の概要（審議会は公開している）

<前回欠席委員からのご意見>

- ・ 昨今の物価の上昇、マスコミが賃上げ賃上げと盛んに言っている状況で、20年近く全く報酬が上がっていないという観点からすると、上げて当然だと思う。
- ・ 議員定数を2名減らしたことは非常に努力されたことも理解する。
- ・ 是非、若い方に立候補していただきたいと思う。昨今のコロナが明けてからも社会は非常に目まぐるしく変わっている。そのような状況の中、年配の方の経験や知識も必要ではあるが、若い方の意見を取り入れ、議員同士で意見交換が活発になるようにしていただきたい。
- ・ 政務活動費についてはグレーなイメージがつきまとうため、市民感情を非常に気にされているように見受けられる。
- ・ 適正に政務活動費を使っていただいて、市内での活動はもちろんだが、他市はどういう活動をしているか、県内外の見聞を広めていただきたい。

- ・物価上昇を考えるとアップすることに異議はない。
- ・他市町村では無投票となるところもあるが、砺波市ではそうならないようにお願いしたい。
- ・議員から「政務活動費をなくす」との申入れだったが、廃止はいかがなものか。今日の議員からの説明を聞いて決めたい。

<砺波市議会からの申入れ内容の説明>

- ・砺波市は合併からこれまで、議員定数を22名から18名と4名削減したが、議員報酬の引上げは行っていない。
- ・平成の大合併による行財政改革の推進やコロナ禍等の要因により、報酬を上げる状況にはなかったためである。さらに地方議会議員は議員年金制度の廃止に加え、被用者年金の一元化に伴う老齢厚生年金が一部または全額支給停止になるなど、低水準な議員の待遇が成り手不足に拍車をかけた。
- ・議員も、生活面で厳しく、特に若い議員、子育て世代の議員にとっては生活そのものが困難であり、現在の報酬のみで生活と議員活動を両立することは難しく、このことも議員の成り手不足に直結した課題である。
- ・また、老後の生活保障が健康保険や厚生年金等の社会保険に加入している会社員などと比較し大きく見劣りする。会社を退職し、議員になろうとする人の大きな壁となっている。
- ・子育て支援や災害対策、人口減少に伴う様々な地域課題が発生するなかで、議員が取り組む課題も多岐にわたっており、議員一人一人の活動量も増加していく。
- ・こうした状況等を踏まえ、本年4月の改選前に議員報酬の引上げを要望したもの。
- ・月額5万円の根拠は、富山県下の類似団体との比較や、一般会計当初予算に占める議会費の割合が現行の18名を上回らない範囲内とした。
- ・政務活動費とは、地方自治法の規定により議員の調査研究その他の活動に役立てるため必要な経費の一部として会派や議員に対し支給され、自治法上は「支給することが出来る費用」であり、全国全ての市が政務活動費を交付している訳ではない。
- ・政務活動費の用途については、基本指針に基づき政務活動費を充てることが出来る経費の範囲として9項目を定め、砺波市議会で経費として使っている。
- ・政務活動費の廃止理由として、全国的に政務活動費を巡る住民からの住民監査請求や住民訴訟が後を絶たず、私的流用や不適切な使用などの不正事案が明らかになるなど、地方議会や議員活動に対する住民の信頼を大きく揺るがすものとなっていることがあげられる。
- ・一方で、砺波市議会では、用途の透明性を確保し、市民に対する説明責任を果たす観点から、平成26年度から会派等の収支報告書をホームページ上で公開するとともに、平成28年度分から事項別明細書を添付、平成29年度分から領収書の写しを合わせて公開し、平成30年4月から、完全後払い方式を採用するなど、政務活動費の支出の透明性を担保し、執行に懸念が生じないよう適正管理に徹してきた。
- ・しかしながら、地方自治法により交付が認められているものの、市民から適正評価が得にくい状況であり、政務活動費の在り方を見直すこととした。
- ・政務活動費は確かに議員活動を活発化させる1つの手段であり、100%使い切りたいが、用途が法律や条例によって規定されており、なかなか使いづらいというの

が率直なところで、それ自体が議会議員の活動そのものに規制を加えることになっている。

こうしたことから、政務活動費相当額を議員報酬の中に組み込むことによって、その自由を保障し、かつ個々の自己責任に於いて自主的、自律的に活動できる体制を構築することが地方議会の議員活動を保障するものであると考える。

- ・以上の理由から、今回、現下の社会情勢等も勘案し、政務活動費を全廃することとした。
- ・我々議員に課せられた責務は、激動する社会経済情勢のなか、現実の課題を解決しながら如何にすぐれたまちを築いていくのかという目標に対して、現実的で実効性ある方策を議論し、成果を出すことにある。

そのためにも市議会として、今後の政務活動の運用を含め、議会内に検討組織の設置や執行ガイドラインの作成等を進め、市民に開かれた市議会、信頼いただける市議会を今後とも目指して行きたいと考えている。

<議員への質疑応答>

(委員) 政務活動費が使いにくいとのことだが、利用の自由度を上げる工夫の例は。

(議員) 資料購入費を例にすると、政務活動費は会派に支払われるものになり、会派として農業新聞や教育新聞を購入しているが、個人によってニーズが異なるため、それぞれの課題にあわせてセレクトしていくことが大事と考える。

(委員) 政務活動費の執行率が62.6%と低い。使いにくいという理由は。

(議員) 会派ではなく、議員個人として活動をしたいけれども、いろいろな制約がありなかなか使用できない。

「議会だより」を例にすると、年4回発行の人もいれば、年2回発行や、出していない人もいるかもしれない。個人によって異なる点もあり、会派として使いにくい。

(委員) 使いにくいから、議員報酬に含める、と言うところが理解し難い。

(議員) 使いにくい理由として、後払い方式もある。支払い請求してから入ってくるまで2か月かかることがある。そこに時間をかけるよりも、自分たちで動ける範囲で動くほうが政務活動費を100%使えるようになるといえる。

(委員) 27,500円の62%であれば、約17,500円。その分相当を含めて報酬を5万円上げるとの理解でよいのか。

(議員) その理解で良い。

(委員) 自由に使えるようにするという話だが、悪い見方をすると、政務活動費ではなく、全て生活費に当ててもわからないということではないか。

(議員) 市議会のホームページに、年1回、議員全員の政務活動費相当部分の使用明細を公開するとか、議会だよりで毎回研修内容を公表するとか、市民に見える形で進めることを今後議員で協議したい。

<意見集約>

- ・議員を2名減らした分、これからの議員に負担がかかる。正しい政務活動費の使い方であるのだから削るべきではない。堂々と活用してもらいたい。

しかしながら、今回は議員から政務活動費の廃止の話が出てきたものである。答申

の中に、今回は廃止するが、2年程度で見直すという附帯意見をつけられないか。

- ・議員の廃止したいとの想いも大切にしたいと思う。附帯意見として時限措置とするのが良い。
- ・議員の想いを大切にすることは必要。一度廃止して、今後、振り返ってみてはどうか。
- ・今日の説明はベテラン議員からであり、一期目の議員が本当にそう思っているのか聞いてみたい。議員が政務活動費について、市民からのクレームを気にし過ぎているのではないか。政務活動費は、会社では研修費や教育費にもあたるものであり、政務活動費の廃止に反対で、据え置きとすれば良い。
- ・政務活動費は、ちゃんと適正に使っていただければ、廃止する必要はない。
- ・政務活動費を一度ゼロにして、また復活することは難しいのではないか。
- ・若い者を育てていく環境を作ることも必要であり、政務活動費は残すべき。
- ・議員報酬自体も他市を気にせず5万円に抑えないでも良いという思いもある。政務活動費は現状維持の意見に賛成したい。議員はプライドを持って市民のために活発に活動して欲しい。
- ・政務活動費は今回の諮問では廃止となっているが、継続してもう少し使いやすくなるようにし、議員の資質を上げていただきたい。
- ・政務活動費の廃止は決定しているものなのか。

（事務局から）議員全員出席の議会改革特別委員会で決議され申入れをされたものであり、議会としては廃止は決定していると言える。仮に諮問内容や申入れ内容と違った答申をされても、それが審議会の答申である。政務活動費については議員提出議案となるため、議会において答申内容を踏まえて最終的な判断をされるということになる。

- ・審議会では「政務活動費を無くすということについてはいかがなものか」との答申でどうか。後は議会で検討して欲しい。
- ・議会には、政務活動費の必要性を問うべきだ。
- ・執行率が低すぎるとの課題も顕在化している。審議会では「廃止することに合意できない」との意見としてもいいのではないか。
- ・議員から強い言葉で廃止について説明されたが、議員自身が肩身の狭い思いで活動されているのではないか。
- ・政務活動費廃止の文字が先にメディアに出て、市民の方も廃止になるのかと思っている。次の選挙は、ただでさえ議員のなり手不足だと聞いているので影響が大きいと思う。審議会では政務活動費の必要性を検討しているとして欲しい。
- ・審議会でも真剣に考えているから、議員にもしっかり頑張ってもらいたい。

<答申の方向性について確認 委員了承>

- ・答申案の作成は、会長に一任していただきたい。
- ・議員報酬のそれぞれ5万円引上げについては、諮問書のとおりとする。
- ・政務活動費については、残す方向に附帯事項を意見としてつけることとする。
- ・施行日については、諮問書のとおりとする。
- ・委員には、答申（案）を第3回審議会前に確認いただく。